

柏崎市「使用済核燃料税」の新設について

1. 使用済核燃料税の新設の理由 [柏崎市協議書抜粋]

平成15(2003)年に、市民が安心して生活できるよう原子力発電所周辺の安全対策・防災対策の一層の充実を図るとともに、長期にわたって原子力発電所と共生していくこととなる地域の更なる振興を含めた原子力発電所立地地域としての財政需要に対応するため、法定外目的税である使用済核燃料税を導入しました。

しかし、再処理事業が計画どおりに進まず、発電所内で増え続ける使用済燃料に対処するために、プールの貯蔵能力強化、敷地内乾式貯蔵や中間貯蔵施設建設などが行われてきましたが、現状では、全国的に発電所からの搬出が進んでおりません。

(中略)

このような状況により、使用済核燃料は再処理をしてエネルギー資源を有効に利用するとするわが国のエネルギー政策にのっとり、使用済核燃料は一定期間、発電所において保管をするものの、基本的には発電所敷地外で適切に管理又は再処理されるべきという本市の方針に反して発電所内での保管が長期化、常態化していることを鑑み、使用済核燃料の長期・大量保管に伴う本市の負担及び市民の不安を軽減するため、長期間保管されているものに対して、経年累進課税をすることによって搬出を促進するものであります。

また、導入当時において想定されていなかった核燃料サイクルの停滞、使用済核燃料の発電所内での一時保管の長期化、常態化等の原子力発電をめぐる情勢、そして東日本大震災を踏まえての広域避難体制整備の確立等、新たな財政需要への対応が求められていますが、これに対応する税収の確保が必要な状況であります。

以上のような状況を踏まえ、特定納税義務者と協議した結果、条例案に同意いただきましたので、これら原子力発電所に起因する幅広い財政需要に充当するため、税率を引き上げるとともに、長期間保管されているものに対して、経年累進課税を加算する使用済核燃料税を導入することとしたものです。

2. 使用済核燃料税の概要

課税団体	新潟県柏崎市
税目名	使用済核燃料税(法定外普通税)
課税客体	①基本分: 発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管。 ②経年累進分: 発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料。ただし、保管開始から15年を経過しないものを除く。
課税標準	賦課期日において保管する使用済核燃料の重量
納税義務者	使用済核燃料を保管する原子炉設置者
税率	①基本分: 1キログラムにつき620円 ②経年累進分: 使用済核燃料を使用済燃料貯蔵施設等へ搬出することが可能となったことについて両者が合意した年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料について、使用済燃料貯蔵施設等への搬出がされるまでの間、重量1キログラムにつき、次の額を加算する。 1年目: 50円、2年目: 100円、3年目: 150円、 4年目: 200円、5年目: 250円(搬出されるまでの期間が5年を超えたときは、5年を上限とする。)
徴収方法	申告納付
収入見込額	(平年度) 787,321千円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3. 同意要件との関係

使用済核燃料税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

柏崎市使用済核燃料税の課税客体は「使用済核燃料の保管」(基本分)及び「発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料」(経年累進分)であり、課税標準は「使用済核燃料の重量(核分裂させる前の核燃料物質の重量)」であるが、国税又は他の地方税において、これと課税標準を同じくするものは、存在しない。

② 住民の負担

特定納税義務者である東京電力HD(株)は、2019度の売上が8,469億円、経常利益が1,529億円(グループ全体の売上が6兆2,414億円、経常利益が2,640億円)の企業である一方、本税による負担は約7.9億円/年である。さらに、本税による税負担は電気料金等に転嫁することも可能であり、それらを踏まえると、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。なお、本税が転嫁された場合、電力料金に及ぼす影響は1世帯につき1.25円/月程度である。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないものと考えられる。

- (2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること

使用済核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、地方団体間の物の流通に重大な障害を与えるものとは認められないと考えられる。

- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。柏崎市使用済核燃料税は、柏崎市における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「1及び2に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。